

【既に副食費の補助に係る申請をしていただいた保護者の皆さまへ】

実費徴収に係る補足給付費補助（副食費の補助）について お手続きの一部変更のお知らせ

当初の予定では、

- ・ まず最初に保護者の方から「申請書」を提出いただき、要件に該当する方には「支給決定通知書」、該当しない方には「不支給決定通知書」を送付した後、
- ・ 支給対象となった方(支給決定通知書を送った方)のみから「請求書」及び「領収証」を提出していただく

予定でしたが、一部予定を変更し、

- ・ 申請いただいた**全て**の方から「請求書」及び「領収証」を提出いただき、
- ・ 審査をした後に要件に該当する方には「支給決定通知書」、該当しない方には「不支給決定通知書」を送付する

ことといたしました。

なお、3月中に「請求書」及び「領収証」を提出していただいた場合、補足給付費支払時期の変更はありません（令和2年5月末予定）。

急な変更となり申し訳ありませんが、当該申請をしていただいた皆さまにおかれましては、請求書及び領収証の提出をよろしくお願いいたします。

	当初予定	変更後
請求書・領収証の提出	支給対象となった方のみ	申請者全員
支給の決定・不決定通知の送付時期(3月中申請の場合)	3月中頃	3月末以降
補足給付費の支払時期	5月末頃	変更なし(5月末頃)

(お問合せ)

広島市教育委員会事務局総務部学事課
082-504-2469